

文教委員会資料③

1 令和8年第2回定例会提出予定議案の説明

- (8) 議案第82号 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第82号 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

こども未来局

(令和8年5月27日)

議案第 8 2 号 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

1 条例改正の背景

- (1) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正（令和 7 年内閣府・文部科学省令第 5 号）
- (2) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正（令和 8 年内閣府・文部科学省令第 2 号）
- (3) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正（令和 8 年内閣府・文部科学省令第 4 号）
- (4) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令の一部改正（令和 8 年内閣府・文部科学省令第 4 号）

2 改正の主な内容

- (1) 上記 1（1）に伴い、幼保連携型認定こども園の設置者は、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならないこととするもの
- (2) 上記 1（2）に伴い、満 3 歳以上の園児に係る 1 学級当たりの園児数について、原則、35 人以下から 30 人以下に引き下げるもの
- (3) 上記 1（3）に伴い、幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員について、1 人に限って、理学療法士等に該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者をもって代えることができることとするもの
- (4) 上記 1（4）に伴い、満 3 歳以上満 4 歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置基準の規定に係る経過措置の期間（猶予期間）を、令和 10 年 3 月 31 日までとするもの

3 施行期日

公布の日から施行。ただし、上記 2（1）については、令和 8 年 12 月 25 日から施行

【第 1 条関係】川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年 9 月 5 日条例第34号</p>	<p>○川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年 9 月 5 日条例第34号</p>
<p><u>(児童対象性暴力等の防止等)</u></p> <p><u>第 4 条の 3 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第 6 項において</u></p> <p><u>準用する法第 6 条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第69号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のあ</u></p> <p><u>る環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講</u></p> <p><u>じなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(学級の編制の基準)</p> <p>第 5 条 満 3 歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。</p> <p>2 1 学級の園児数は、<u>30人</u>以下を原則とする。</p> <p>3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。</p> <p>(職員の数等)</p>	<p>(学級の編制の基準)</p> <p>第 5 条 満 3 歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。</p> <p>2 1 学級の園児数は、<u>35人</u>以下を原則とする。</p> <p>3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。</p> <p>(職員の数等)</p>
<p>第 6 条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭、<u>主務保育教諭</u>又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を 1 人以上置かなければならない。</p> <p>2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の 3 分の 1 の範囲内で、</p>	<p>第 6 条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を 1 人以上置かなければならない。</p> <p>2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の 3 分の 1 の範囲内で、</p>

改正後	改正前																				
<p>専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。</p>	<p>専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>園児の区分</th> <th>員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 満4歳以上の園児</td> <td>おおむね25人につき1人</td> </tr> <tr> <td>2 満3歳以上満4歳未満の園児</td> <td>おおむね15人につき1人</td> </tr> <tr> <td>3 満1歳以上満3歳未満の園児</td> <td>おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>4 満1歳未満の園児</td> <td>おおむね3人につき1人</td> </tr> </tbody> </table>	園児の区分	員数	1 満4歳以上の園児	おおむね25人につき1人	2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね15人につき1人	3 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人	4 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人	<table border="1"> <thead> <tr> <th>園児の区分</th> <th>員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 満4歳以上の園児</td> <td>おおむね25人につき1人</td> </tr> <tr> <td>2 満3歳以上満4歳未満の園児</td> <td>おおむね15人につき1人</td> </tr> <tr> <td>3 満1歳以上満3歳未満の園児</td> <td>おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>4 満1歳未満の園児</td> <td>おおむね3人につき1人</td> </tr> </tbody> </table>	園児の区分	員数	1 満4歳以上の園児	おおむね25人につき1人	2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね15人につき1人	3 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人	4 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人
園児の区分	員数																				
1 満4歳以上の園児	おおむね25人につき1人																				
2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね15人につき1人																				
3 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人																				
4 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人																				
園児の区分	員数																				
1 満4歳以上の園児	おおむね25人につき1人																				
2 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね15人につき1人																				
3 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人																				
4 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人																				
<p>備考 1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項及び附則第9項において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第3項に規定する保育士登録（同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第3項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録を含む。以下この項において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、<u>主務保育教諭</u>、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。</p> <p>2 この表に定める員数は、同表の左欄の園児の区分ごとに右欄の園児数に応じ定める員数を合算した数とする。</p> <p>3 この表の第1項及び第2項に係る員数が学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。</p> <p>4 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を1人増加するものとする。</p>	<p>備考 1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項及び附則第9項において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第3項に規定する保育士登録（同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第3項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録を含む。以下この項において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。</p> <p>2 この表に定める員数は、同表の左欄の園児の区分ごとに右欄の園児数に応じ定める員数を合算した数とする。</p> <p>3 この表の第1項及び第2項に係る員数が学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。</p> <p>4 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を1人増加するものとする。</p>																				

改正後	改正前
<p>5 <u>この表備考第1項に規定する者については、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、同項に規定する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第14条第1項において読み替えて準用する川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第56号。以下「児童福祉施設基準条例」という。）第46条（後段を除く。第8条第3項において同じ。）の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。</p> <p>(1) 副園長又は教頭</p> <p>(2) 主幹養護教諭、<u>主務養護教諭</u>、養護教諭又は養護助教諭</p> <p>(3) 事務職員</p> <p>附 則</p> <p>(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第14条第1項において読み替えて準用する川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第56号。以下「児童福祉施設基準条例」という。）第46条（後段を除く。第8条第3項において同じ。）の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。</p> <p>(1) 副園長又は教頭</p> <p>(2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭</p> <p>(3) 事務職員</p> <p>附 則</p> <p>(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)</p>

改正後	改正前
<p>8 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第6条第3項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が1人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち1人は、同項の表備考第1項の規定にかかわらず、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。</p>	<p>8 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第6条第3項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が1人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち1人は、同項の表備考第1項の規定にかかわらず、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。</p>
<p>9 第6条第3項の表備考第1項に規定する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭、<u>主務養護教諭</u>又は養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p>	<p>9 第6条第3項の表備考第1項に規定する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p>
<p>10 1日につき8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第6条第3項の表備考第1項に規定する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p>	<p>10 1日につき8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第6条第3項の表備考第1項に規定する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p>
<p>11 第6条第3項の表備考第1項に規定する者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。<u>この場合において</u>、4人未満の満1歳未満の園児を入園させる幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって<u>同項</u>に規定する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p>	<p>11 第6条第3項の表備考第1項に規定する者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。<u>ただし</u>、4人未満の満1歳未満の園児を入園させる幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって<u>第6条第3項の表備考第1項</u>に規定する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p>
<p>12 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、</p>	<p>12 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、</p>

改正後	改正前
<p>教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p> <p>13 <u>第6条第3項の表備考第5項及び附則第9項から第11項までの規定により同表備考第1項に規定する者を特定理学療法士等、</u>小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、<u>当該特定理学療法士等、</u>小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同条第3項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</p> <p>14 <u>第6条第3項の表備考第5項及び附則第11項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考第1項に規定する者（同表備考第5項後段の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p>	<p>教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p> <p>13 附則第9項から第11項までの規定により<u>第6条第3項の表備考第1項</u>に規定する者を小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同条第3項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</p> <p><u>(新設)</u></p>

【第2条関係】川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 令和6年6月28日条例第51号</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>令和10年3月31日までの間、改正後の条例第6条第3項の規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に係る部分に限る。）</u>は、適用しない。この場合において、改正前の条例第6条第3項の規定（<u>満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に係る部分に限る。</u>）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p> <p><u>3 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の条例第6条第3項の規定（満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に係る部分に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の条例第6条第3項の規定（満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に係る部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</u></p>	<p>○川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 令和6年6月28日条例第51号</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の条例第6条第3項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の条例第6条第3項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p>